

() 字 削除
() 字 加入

記入例
(A3 3部用意)

農地法第3条の規定による許可申請書

令和元年6月×日

十和田市農業委員会会長 殿

申請者	住所	職業	氏名	年齢	連絡先
賃貸人	十和田市西○番町○番○号	自営業	南部 さきおり	85	0176-24-xxxx
賃借人	十和田市大字深持字長根尻○番地○	農業	駒っこ らんど	65	090-0000-xxxx

下記農地(採草放牧地)について(賃借権)を(設定)したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

(注) 不要の文字は抹消し、空欄には所要の権利及び設定、移転の別を記入してください。

届出者の氏名(法人の場合にあってはその代表者の氏名)の記載を自署する場合においては、押印を省略することができます。

1 許可を受けようとする土地の所在等

(市町村名)	十和田市		地目		面積(m²)	所有者 氏 名 (名 称)	利用者	
大字	字	地番	登記簿	現況			氏名(名称)	利用権原
西○番町		1番×	田	田	1,000	南部 さきおり	南部 さきおり	所有権
深持	長根尻	2番×	田	畑	500	南部 さきおり	南部 さきおり	所有権
計	2 筆				1,500	備考	労力不足	

2 契約の内容

権利を移転又は設定しようとする時期	対価(円)	賃借料(円)	契約期間	備考
許可次第		10,000円/10a	5年間	賃貸借

3 賃借人又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

	所有地			使用収益権を有する土地			
	自作地 (m²)	貸付地 (m²)	非耕作地		自作地 (m²)	非耕作地	
			所在・地番	面積 (m²)		所在・地番	面積 (m²)
田	10,000	1,000			3,000		
畑	4,000	2,000			4,000		
樹園地							
農地計	14,000	3,000			7,000		
採草放牧地							

4 賃借人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計 $21,000 + 1,500$
 (権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = $22,500$ (m²)
- (2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
 (権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = (m²)

() 字 削除
() 字 加入

5 賃借人及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

作付(予定)作物	田		畑		樹園地	採草放牧地
	水稻		長芋			
権利取得後の面積(m²)	1,000		500			

(2) 大農機具又は家畜

確保しているもの	種類	大農機具					家畜	
		トラクター	田植機	コンバイン	トラック	トレンチャー		
数量	1	1	1	1	1			
導入予定のもの	種類							
数量								

(3) 労働力の状況等

世帯員等	農作業に従事する者の氏名	年齢	性別	権利取得者との関係	職業	農作業への年間従事日数	備考(農作業歴・農業技術修学歴等)	
							常雇	季節雇・臨時雇
駒っこ らんど	65	男	本人	農業	250	(農作業歴 35年)		
駒っこ こまつ	40	男	子	農業	250	(農作業歴 10年)		
駒っこ こざくら	39	女	子の妻	農業	150	(農作業歴 5年)		
常雇 1名 (高森山 ゆうま)	57	男	知人	自営業 兼農業	年間延人数 160	1ヶ月あたり20日 ×8ヶ月 ×1人		
季節雇・臨時雇	2名			年間延日数 男 20 日 女 20 日				

6 周辺農地との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。(例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農業の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

(例) 申請地において予定している作付作物及び耕作内容は、周辺農地において行われているものと同種であり、周囲に及ぼす影響は無いと思われる。

指令 第 号
農地法第3条第1項の規定により上記申請のとおり許可します。

年 月 日
十和田市農業委員会会長 杉山 秀明

記入例
(A3 3部用意)

農地等賃貸借契約書

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。
この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を十和田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

令和元年6月×日

賃貸人（甲）（住所）

十和田市西〇番町〇番〇号

（氏名）

南部 さきおり

賃借人（乙）（住所）

十和田市大字深持字長根尻〇番地〇

（氏名）

駒っこ らんど

1 賃借物の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間

- (1) 賃貸借の期間は、許可日から 年 月 日まで 5年間 とする。
- (2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額及び支払期日

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむをえない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸又は譲渡

乙は、本人又はその世帯員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕及び改良

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法の定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行う。ただし、緊急を要する場合その他甲において行うことができない事由があるときは、乙が行うことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行うことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要な経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、借主が負担する。

8 目的物の返還及び立毛補償

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から 日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾をえて植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求

字 削除
字 加入

字 削除
字 加入

により、これを買い取る。

9 この賃貸借契約に付随する権利又は義務

10 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

11 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 貸			備考
大字	字	地番	現況地目	面積(m ²)	単位当たり 金額(円)	総額(円)	支払期日	
西〇番町		1番×	田	1,000				
深持	長根尻	2番×	畠	500				
計		2 筆		1,500				

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人に償還すべき額及び方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考
土地改良区賦課金 (●●土地改良区、△水利組合)	水利費：前期賃借人 後期賃貸人が負担 出役：賃借人で対応	

(記載要領)

1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

2 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載してください。

土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借貸の額、支払時期及び支払方法を記載してください。

「面積」欄には、登記簿の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記簿の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が構とな

つているときは、その面積を記載してください。ただし、土地に付随して賃貸している溝があつてもその溝が別の地番である場合は、別行に記載してください。

3 賃貸借の期間については、農地法第17条に規定する一時賃借である場合には、「1年前から6ヶ月前まで」を「6ヶ月前から1ヶ月前まで」とします。

4 借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載してください。借賃の支払の方法が賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所地において支払う」を「賃貸人が農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載してください。

5 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は当事者間で取り決めた内容を別表2に記載してください。

修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は別表2の備考欄にこれらの事項を記載してください。

6 経常費用の負担区分については当事者間で取り決めた内容を別表3に記載してください。

7 賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載してください。

8 「賃貸借契約に付随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に付隨する権利義務に関する契約がある場合に記載してください。